



下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 2 年 12 月 28 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

郵便番号 064-8516 札幌市中央区南 22 条西 13 丁目 1-1
札幌市教育委員会中央図書館運営企画課総務係（電話 011-512-7330）

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 図書館資料等配送・仕分業務
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。
- (4) 履行場所 仕様書別表 1 のとおり
- (5) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 30～令和 2 年度（平成 30～平成 32 年度）札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「運輸・通信業」に登録されている者であること。
- (3) 貨物自動車運送事業法に基づき、札幌市内にて運送事業が行える一般貨物自動車運送事業の許可を受け、又は貨物軽自動車運送事業の届出をしている者であること。
- (4) 中央図書館で指定した各運搬経路において各径路 1 台以上（全コースの積載量の合計が 3,300 kg 以上）の自動車を確認し、業務に使用する全ての自動車が事業用自動車（緑ナンバー又は黒ナンバーを取得している車）であり、道路交通法及び貨物自動車運送事業法に基づき適法に配送を行える者であること。
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (7) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 本告示に示した役務の提供が十分に可能な者であること。

4 入札参加資格の確認等

この一般競争入札に参加を希望する者は、上記 3 の入札参加資格を有することを証する書類として、次に掲げる書類を、指定する期限までに提出しなければならない。

- (1) 提出書類

- ア 一般貨物自動車運送事業の許可書又は貨物軽自動車運送事業の届出書の写し
- イ 役務の提供が可能である証明（様式1）
- ウ 事業協同組合等の組合が参加を希望する場合には組合員名簿

(2) 提出期限等

- ア 提出期限 令和3年1月15日(金) 12時00分（送付の場合は必着のこと。）
- イ 提出場所 上記1に同じ

(3) その他

入札に参加を希望する者は、上記(1)の書類に関し、説明を求められた場合にはそれに応じなければならない。

5 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記1に同じ

(2) 入札書の受領期限

令和3年1月21日(木) 17時00分（送付による場合は必着）

(3) 開札の日時及び場所

令和3年1月22日(金) 10時00分

開札場所 札幌市教育委員会中央図書館3階講堂（札幌市中央区南22条西13丁目）

(4) 入札書の提出方法

上記4の入札参加資格の確認に基づき入札の参加を認められた者は、入札書を別紙1の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 入札書を直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和3年1月22日(金)10時00分開札図書館資料等配送・仕分業務の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに令和3年1月21日(木)17時00分までに提出しなければならない。

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和3年1月22日(金)10時00分開札図書館資料等配送・仕分業務の入札書在中」の旨を記載し、上記1あてに令和3年1月21日(木)17時00分までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、委任状を入札書とともに提出すること。

オ 入札者又はその代理人は、本調達にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

6 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加

停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札
その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法等

ア 札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(6) 詳細は入札説明書による。